

有期雇用労働者の無期転換ルールへの対応

～採用・更新・雇止の法的留意点や人材・雇用の見直しから適正な組織づくりを考える～

2013年4月に施行された「改正労働契約法」に基づき、契約期間が5年を超えた場合の無期転換申込権の発生時期が近づいています。各企業はどのように無期転換を進めるのか等、各企業に於ける人材活用の観点や踏まえて人事方針を決めていく必要があります。一方で、高度専門職や継続雇用の高齢者を無期転換の適用除外にできる「有期雇用特別措置法」が2015年4月より施行されており、各企業ではその人事方針の決定にあたり、同法に基づく適用除外を申請するかどうか併せて検討する必要があります。今回は、有期雇用労働者の無期転換を適正な組織づくりの機会と位置付けて、適切な対応方法や対策・留意点等を解説いたします。

日時 平成28年2月10日(水)
13:30 ~ 16:10 (受付開始:13:00~)

場所 産業貿易センタービル7階 720号室
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル7F

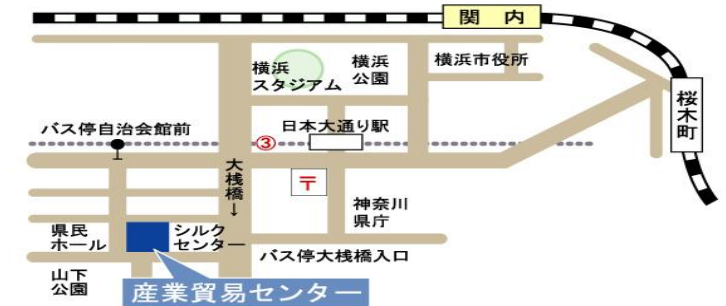
講義内容 (予定概要)

参加費 労働法研究会員 : 無料
当協会会員 : ¥5,000-
非会員 : ¥10,000-
※当研究会員の事業所であれば、代理の方でも、何名参加されても無料です。
※すべてテキスト代・消費税込み

1. 有期雇用労働者の雇用に関する法規制
2. 改正労働契約法と特別措置法の主なポイント
3. 有期雇用労働者の採用時と契約締結時の留意点
4. 有期雇用労働者の処遇および更新時の留意点
5. 有期雇用労働者の雇止めおよび解雇時の留意点
6. 経営的視点に基づく無期雇用化への対応考察
7. その他、質疑応答

講師 石寄・山中総合法律事務所
ヴァイスパートナー弁護士
塚越 賢一郎 氏

会場案内 JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分



【申込方法】 ◇下記枠内にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。
◇参加証は発行いたしませんので、当日会場へお集まり下さい。

【注意事項】 ◇締め切り後のキャンセルはキャンセル料（全額）を申し受けますので予めご了承下さい。

(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F
TEL 045-671-7060, FAX 045-671-7087 担当: 深澤 <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087

平成 年 月 日

×切: 2月8日(月)

第91回労務委員会&第162回労働法研究会 申込書(実施日2/10)

会社名		事業所名		いずれか該当に○印	
住所		TEL		労働法研究会員・会員・非会員	
〒		FAX			
申込者所属役職		申込者氏名		申込者E-mail	
参加者所属		参加者役職		参加者氏名	
				参加者ふりがな	

上記の通り 名参加。参加費合計 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。

【お振込先】 銀行振込(横浜銀行本店営業部当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)